

令和元年度事業計画

実 施 項 目	実 施 内 容	備 考
1 暴力団追放のための広報啓発活動		定款第4条 1号
(1) 暴力団排除気運の醸成活動	<p>ア 県民会議設立30周年事業の推進</p> <p>(ア) 暴力団追放千葉県民大会開催に向けた広報活動</p> <p>(イ) ホームページのリニューアル、QRコードの導入</p> <p>(ウ) シンボルマークデザインの策定</p> <p>(エ) 設立30周年記念冊子(仮題「30年の歩み」)の作成</p> <p>イ 広報啓発資料の作成、配布</p> <p>(ア) 暴排ポスター、県民会議広報紙「ぼうつい」、暴排パンフレット、ステッカー、広報啓発グッズ、県民会議手帳等既存の広報媒体に加え名刺サイズの冊子、マグネットステッカー等の新規作成</p> <p>(イ) 全国暴力追放運動推進センター発行資料等の配付</p>	
(2) 県民会議賛助会員の加入促進	あらゆる機会を通じ事業所、団体等に対する賛助会員加入の呼びかけ	
(3) 暴力団追放標語等の募集	小・中学生、高校生及び一般からの暴力団追放標語・ポスター募集と広報媒体への活用(全国暴力追放運動推進センター、防犯協会との共同募集)	
2 市町村、民間暴排組織の活動に対する支援		定款第4条 2号
(1) 暴力団排除活動組織への支援活動	<p>ア 地域住民、関係行政機関等との連携による暴力団事務所撤去活動、その他暴力団排除のための地域活動の推進支援</p> <p>イ 職域各対策部会及び分科会の活動支援</p> <p>ウ 市町村、地域、企業、団体等によ</p>	

	<p>る暴力団追放のための集会、講演会、研修会等の開催、暴排協議会設立促進と支援及び講師派遣</p> <p>エ 千葉県商店会連合会傘下の各地域商店会連合会による暴力団排除宣言式の支援</p> <p>オ 資料作成と広報啓発グッズの配布</p>	
(2) 指定暴力団事務所使用差止請求関係業務の推進	<p>ア 周知活動の推進</p> <p>イ 適正な受託、対応</p>	定款第4条6号
(3) 事業所不当要求防止責任者に対する講習	<p>ア 暴力団員による不当要求行為の被害を防止するための「事業所不当要求防止責任者」選任の促進</p> <p>イ 事業所責任者講習（選任時・定期・臨時講習）の実施</p> <p>ウ 講習資料、ステッカーなどの作成、配布</p>	定款第4条7号
(4) 不当要求情報管理機関援助	<p>ア 不当要求情報管理機関の設置促進及び同機関からの情報収集</p> <p>イ 資料の作成、配付と連携強化</p>	定款第4条8号
3 暴力団に関する相談活動		定款第4条3号
(1) 暴力団による不当な行為に関する相談活動	<p>ア 県民会議、自治体、賛助団体等の広報誌(紙)活用と講習・研修会及び街頭広報による周知活動の実施</p> <p>イ 相談委員による指導・助言、警察・他機関への通報、弁護士の紹介等適切な対応</p> <p>ウ 県警、弁護士会、県民会議の三者による「民事介入暴力事案等に対する連携についての協定」に基づく暴力団による被害の予防、救済</p> <p>エ 移動暴力相談所の開設 県内8地域振興事務所にて実施</p> <p>オ 相談業務に関する情報管理及び秘密の保持の徹底</p> <p>(ア) 相談事業と個人情報の保護に関</p>	

	<p>する規定の厳格な運用と情報提供要領の確実な遵守</p> <p>(イ) 全国暴力追放運動推進センターと連携した情報管理の徹底</p>	
(2) 暴力追放相談委員の委嘱及び研修	<p>ア 非常勤の相談委員として弁護士、保護司、少年指導委員及び知識経験の豊富な警察職員経歴者の委嘱</p> <p>イ 連絡会の実施</p>	
4 少年に対する暴力団の影響排除活動		定款第4条4号・10号
(1) 少年に対する暴力団の影響排除の強化	<p>ア 暴力団の実態と少年に対する暴力団の影響力に関する広報活動の実施</p> <p>イ 少年関係機関、団体、学校、雇用主との連携及び指導の実施</p>	
(2) 少年指導委員の活動への支援	<p>ア 少年指導委員（風俗営業等適正化法第38条）に対する研修の実施</p> <p>イ 少年指導委員による相談活動支援</p> <p>ウ 資料の作成、配布</p>	
5 暴力団員の社会復帰対策活動		定款第4条5号
(1) 暴力団離脱希望者の援助活動	<p>ア 暴力団からの離脱促進及び暴力団離脱希望者に対する積極的な対応</p> <p>イ 暴力団から離脱した者の社会復帰対策の連携に関する協定加入の都道府県との連携</p>	
(2) 暴力団社会復帰対策協議会活動の充実	<p>ア 暴力団社会復帰対策協議会の効果的な運用</p> <p>イ 関係機関、団体と協力した受入事業所の確保と離脱希望者の就労活動支援</p>	
(3) 離脱者受入事業所開拓と確保	暴力団離脱者の就労受入事業所の開拓と雇用給付金制度の効果的活用	
6 暴力団員による不当な行為の被害者の保護救済活動		定款第4条9号
(1) 被害者の保護活動	警察官による保護措置依頼等、適宜、迅速な警察との連携	
(2) 被害者の救済活動	ア 暴力団員による暴力行為の被害者に対する見舞金支給	

		イ 暴力団被害者等に対する民事訴訟費用等の無利子貸付	
	(3) 民暴110番協定の活用	千葉県弁護士会民事介入暴力被害者救済センターとの連携	
7	暴力団排除対策のための調査研究活動		定款第4条11号
	(1) 暴力団に関する情報収集	ア 公刊資料からの暴力団情報の収集及び資料化 イ 賛助会員、事業所不当要求防止責任者等からの暴力団情報の収集 ウ 関係機関との連携	
	(2) 暴力団活動の実態調査	暴排組織支援活動、相談活動、講習、研修会等、あらゆる機会を通じた情報の収集、分析	
	(3) 暴力団に関する情報提供	暴力団排除に必要な情報の適切な提供	